

「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書

国民の知る権利を侵害する「特定秘密保護法案」が今臨時国会で審議されています。同法案は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ防止」の4分野の中から行政機関の長が「特定秘密」を指定し、漏えいした職員等に厳罰を科すというものです。「特定秘密」の指定は、行政の長にゆだねられ国民には、何が秘密なのかも知らされません。自分が接した情報が「特定秘密」かどうかもわからないまま処罰され、行政の思いのままの情報操作が行われる危険性のあるものです。

同法案に、日本弁護士連合会はじめ法曹界、学者研究者、マスメディア、出版人、テレビキャスター、文化・芸能人、市民・労働など広範な団体・個人が「何が秘密かそれさえも秘密」「国民の知る権利、取材、報道の自由が奪われ、基本的人権も踏みにじられる」「国民主権が掘り崩される」「海外で戦争する国への危険性」等、同法案の危険性を指摘する反対声明を次々に発信しています。

同法案の持つ問題点が明らかになる中で、同法案について、多くの世論調査で「反対」が「賛成」を上回り、毎日新聞（12日付）では、「反対」59%で、「賛成」29%を大きく上回っています。産経新聞とFNNが16日、17日に実施した世論調査によると、同法を「今国会で成立させるべきだ」は、12.8%にとどまっているのに対し、「慎重に審議すべきだ」は82.5%に上っています。

政府与党と一部野党による法案の修正協議によって合意されたとする内容も「特定秘密保護法案」の根幹に触れるものではありません。11月7日衆議院本会議から始まった同法案の審議においては、政府側の答弁もしばしば行き詰まる事態が続き、法案の中身の説明も極めて不十分なものです。

どの世論調査を見ても、国民の7～8割が慎重審議を求める「特定秘密保護法」を、今臨時国会で成立させることなど到底認められるものではありません。よって、「特定秘密保護法案」の慎重審議を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 参議院議長

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、総務大臣、法務大臣、
特定秘密保護法案担当大臣